

カジノ実施法案の成立を許さない声明

特定複合観光施設区域整備法案（以下、「本法案」という。）が、国会に提出されてひと月あまりが経過した。本法案は、251条という極めて多数の条文から構成されているところ、本日現在までの国会（衆議院）審議時間は20時間にも満たず、いまだ熟議が行なわれているという状態にはない。

本法案は、カジノを開設するための手続きのほか、カジノの弊害を抑止するための規制を定めるものであるところ、規制の具体的な内容の多くが政令に委任されており、現実にかかなる規制が定められるかについてはほとんど明らかにされておらず、このことが熟議を阻む大きな原因である。

わずかに明らかにされているものとしては、入場料を徴収すること、一定期間あたりの入場回数等の制限等があるが、とりわけ、入場回数制限については、24時間営業のカジノにおいて、連続3日、72時間も入場し続けることができるというものであり、およそ有効なカジノ依存対策となりえない。

また、本法案は、一定の金額を預け入れた顧客に対して、カジノ事業者が賭博資金の貸付けを行うことを可能としており、貸付額に関する貸金業法上の総量規制の適用も排除されている。これは、カジノ客がカジノから離れるのを許さず身ぐるみ剥いでいくための罠であり、カジノ依存を著しく助長するものであって、まさに略奪的ギャンブリングとしてのカジノの「面目躍如」といわざるをえない。

その他、暴力団等の入場制限やマネロン対策も極めて不十分であり、カジノ解禁推進法成立時の附帯決議や総理自らの発言に登場する「世界最高水準の規制」という表現は、カジノ合法化反対の意見が一貫して圧倒的多数を占める世論を意識した、単なるスローガンにすぎなかったことが、今や明らかになったといわざるをえない。

我が国では、賭博行為の違法性を阻却するための刑事政策上の確立した理論により、従来民間賭博場の設置は許されないとされてきた。その意味で、民間賭博であるカジノ合法化は、我が国の法秩序に対する重大な挑戦であり、十二分に慎重な対応が求められるところである。

以上から、当会は、あらためて、本法案の成立に反対し、また、カジノ合法化そのものに反対するものである。

2018年（平成30年）6月12日
全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会
代表幹事 新里宏二